

保険業法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○保険業法（平成七年法律第百五号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（<u>第三百八条の二</u>—<u>第三百十四条</u>）</p> <p>第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、<u>第三条第四項各号</u>又は<u>第五項各号</u>に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（<u>第三百九条</u>—<u>第三百十四条</u>）</p> <p>第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、<u>第三条第四項各号</u>又は<u>第五項各号</u>に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p>

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号及び第四号並びに第三百八条の二第一項第一号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ ト （略）

三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、第三百八条の二第一項の認定を受けている一般社団法人その他政令で定める法人（法人でない社団で代表者の定めのあるものを含む。同条において「一般社団法人等」という。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行うものに限る。）

2
27 （略）

第四編 雑則

（第二条第一項第四号に係る認定等）

第三百八条の二 内閣総理大臣は、一般社団法人等からの申請に基づき、当該申請に係る一般社団法人等が次の各号に掲げる基準のい

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ ト （略）

三 （略）

（新設）

2
27 （略）

第四編 雑則

（新設）

れにも適合すると認めるときは、当該一般社団法人等についてその旨の認定をするものとする。

一 構成員又はその親族の福祉を増進するための事業を行うことを主たる目的とし、かつ、営利を目的としないこと。

二 当該一般社団法人等が行う保険の引受けの事業が当該一般社団法人等の主たる目的である事業と密接な関連を有すること。

三 当該一般社団法人等が行う保険の引受けの事業の適正な実施を確保するための構成員による必要かつ適切な監督が行われること。

2| 前項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3| 第一項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

4| 第二項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5| 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6| 内閣総理大臣は、第一項の認定（第二項の認定の更新を含む。以下この条において同じ。）を受けた一般社団法人等が次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定めるときは、その認定を取り

消すものとする。

一 第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 不正の手段により第一項の認定を受けたとき。

7 内閣総理大臣は、第一項の認定又はその取消しに関し必要な調査をすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六 不正の手段により第三百八条の二第一項の認定(同条第二項の認定の更新を含む。)を受けた者

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

(新設)

○保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許、新保険業法第二百七十二條第一項の登録及び保険業法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号。附則第五条の二第一項において「平成二十一年改正法」という。）による改正後の保険業法第三百八条の二第一項の認定（附則第五条第五項及び第五条の二第一項において単に「認定」という。）の拒否の処分を受けた者を除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（公益法人等に関する経過措置）</p> <p>第五条</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であつて第一項各号に掲げるもの</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の拒否の処分を受けた者を除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（公益法人等に関する経過措置）</p> <p>第五条</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であつて第一項各号に掲げるもの</p>

（新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下次条までにおいて「移行法人」という。）（認定を受けているものを除く。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下同条までにおいて「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ないと認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

657（略）

8 第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）、前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）並びに附則第六条（第二項及び第五項に限る。）、第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第

（新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下この条において「移行法人」という。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

657（略）

8 第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）、前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）、次条（第二項及び第五項に限る。）並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録

一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しななければならない」と、附則第六条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認定を受けている移り法人に関する経過措置)

第五条の二 認定を受けている移り法人は、移行登記をした日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約のうち当該認定を受けて行う平成二十一年改正法による改正後の保険業法第二条第一項第四号の保険の引受けの事業として締結することができる保険契約に該当するもの以外のものについて、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該

の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しななければならない」と、次条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。
い。

2| 前項の移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間
（同項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管
理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむ
を得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日ま
での間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登
記をした日前に引き受けた保険契約であつて前項の規定により移
転又はその業務及び財産の管理の委託を行わなければならないこ
ととされるものに係る業務及び財産の管理を行うことができる。

3| 前項の規定により第一項の移行法人が引き続き特定保険業を行
う場合においては、当該特定保険業につき、当該移行法人を前条第
五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係
る業務及び財産の管理を行う移行法人とみなして、同条第七項及び
第八項の規定を適用する。この場合において、第一項の移行法人に
対するこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。